国海員第３０２号
令和８年１０月２２日

交通政策審議会
　会長　橋本　英二　殿

国土交通大臣
　井　林　辰　憲



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和２３年法律第１３０号）第５５条第５項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第５２２号
　船員派遣事業の許可について

諮問理由
　別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第５５条第５項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

別　紙

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住　　所
株式会社ツルイコーポレーション	北海道札幌市中央区南十九条西十丁目１番１５－２０４号